

令和2年5月15日

株式会社ユニヴァ・フュージョンに対する
景品表示法に基づく措置命令の取消しについて

消費者庁は、株式会社ユニヴァ・フュージョンに対して平成31年3月29日に行った景品表示法第7条第1項の規定に基づく措置命令について、当該措置命令の処分原因事実として認定した表示期間を改めて検討した結果、本日付けで当該措置命令を取り消しました。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電 話 03(3507)9126

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>